【定額減税不足額給付金】支給対象となるか確認してみましょう

小山市

【はじめ】

令和7年1月1日時点で、小山市に住所はありますか（住民登録外課税者を含む）

いいえ → 小山市では給付の対象になりません。令和7年1月1日に住所のあった自治体にご確認ください。

はい ↓

令和6年中の合計所得が1,805万円以下ですか

いいえ → 支給対象外になります

はい ↓

令和6年度に定額減税を受けていますか

いいえ → 低所得世帯向け給付（R5非課税給付、R6非課税化給付等）対象世帯の世帯主・世帯員に該当していましたか

はい → 不足額給付Ⅱの対象となる可能性があります

いいえ → 次の要件を全て満たしますか

○令和6年分所得税及び令和6年度個人住民税所得割ともに定額減税前税額がゼロ

○税制度上、「扶養親族」から外れてしまう

（事業専従者や合計所得金が48万円を超えている）

はい → 不足額給付Ⅱの対象となる可能性があります

いいえ → 支給対象外になります

はい ↓

令和6年分所得税または令和6年度住民税において、※定額減税しきれていない額がありますか

いいえ → 支給対象外になります

はい ↓

※定額減税しきれていない額は当初調整給付金の対象となっていましたか（未申請等を含む）

いいえ → 支給対象外になります

はい → 不足額給付Ⅰの対象となる可能性があります

※【参考】定額減税しきれていない額の確認方法の例（給与が2つ以上ある場合等を除く）

給与所得の源泉徴収票で確認する場合は、摘要欄の控除外額が定額減税しきれていない額になります。

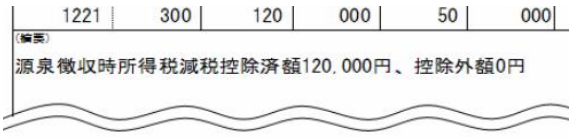
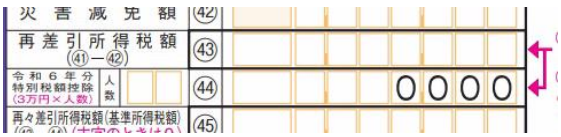
確定申告書第１表で確認する場合は、㊹－㊸の金額が定額減税しきれていない額になります。（0以下を除く）